

仕 様 書

徳島県立城東高等学校機械警備業務

徳島県立城東高等学校

徳島県立城東高等学校機械警備業務仕様書

1 目的

警備業法（昭和47年7月5日法律第117号）、警備業法施行細則（平成18年9月29日徳島県公安委員会規則第15号）、建築保全業務共通仕様書平成30年版（国土交通省）第6編警備に基づき、警備業務対象物件における火災、盗難等を防止するとともに、違法・不当な行為を排除し、もって同施設の保安を確保することを目的とする。

2 警備対象

徳島県徳島市中徳島町1丁目5番地
徳島県立城東高等学校

3 委託期間

令和8年9月1日から令和11年8月31日まで。

徳島県長期継続契約に関する条例（平成17年3月30日徳島県条例第18号）第1条第8号による長期継続契約とし、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる。

4 警備責任基準時間

平日 17:00～翌8:30
土曜・日曜・祝祭日等勤務をしない日 8:30～翌8:30

上記時間内において、警報装置警戒開始の信号を受けたときに、警備を開始し、警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。ただし、緊急、設備異常等受託者及び委託者が必要と判断した場合は、24時間対応する。

5 警備方式等

機械警備システム

防犯監視、設備監視並びに警備員による対応を組合わせた警備活動を行う。なお、機器は、誤報、無感知・故障等が無く、システムの信頼性が高いこと。

また、警備員は、警備業法上の要件を満たす者とし、受託者は、あらかじめ警備員名簿等を書面にて、委託者に提出する。対応等にあたり、その名簿の本人であることがわかるよう身分証明書等を持たせること。

警備員の服装及び装備品について、事前に写真等を委託者に提出すること。

6 警備任務

- (1) 警備対象物件の異常発見、通報及び現場に応じた緊急措置
- (2) 機械警備システムの作動確認及び監視
- (3) 現場監視・保存等の必要措置
- (4) 基地局、警察機関、消防機関、緊急連絡先その他関係機関等への連絡・通報
- (5) 不測事態の防止と阻止
- (6) その他警備委託者側の指示事項

7 警備実施要領

- (1) 受託者の監視センター（以下「監視センター」という。）は、警報受信機を常時監視し、警備物件に異常が発生したことを感知した場合、受託者の警備員を速やかに急行させるとともに、必要事項を指示するものとする。
- (2) 監視センターは、指示後も警備対象物件の監視を怠らず、警報が多発、もしくは連続して発生し、明らかに警備対象内での異常が認められると判断した場合、警備員の到着を待たず、関係機関への通報を行うものとする。
- (3) 監視センターは、異常事態の確認の結果、必要と認めたときは、あらかじめ届け出を受けた委託者の責任者へ電話にて緊急連絡するとともに、必要に応じて所轄警察署並びに消防署に通報するものとする。
- (4) 受託者の警備員は、監視センターと連携を密にし、監視センターの指示に基づき警備対象物件の異常事態に的確に対処し、警備目的を達成するものとする。
- (5) 委託者は、警備システムの「警戒開始」又は「警戒解除」を選択するものとする。

8 警備仕様

- (1) 機械警備に使用する双方向データ通信は、受託者の準備する電話回線（光回線、携帯電話回線又はこれにかわる同等のもの）で行える機能を有するものであり、電話回

線が使用中、外部からの通話受信状態の場合でも、これらの通信に影響を与えることなく、警報信号を監視センターに信号送出可能な機能を有するものであること。また、電話回線が万一切断された場合でも、監視センターにおいて認知できる機能を有するものであること。

(2) 警備の「開始」、「解除」を行うカードは、複製不可能なものであること。また、カード操作を実施した者が委託者か警備員かを、監視センターで判別可能であり、かつ、カード毎の個別コードを監視センターで確認でき、どのカードで警備操作したかを特定できること。さらに、万一カードを紛失した場合には、紛失したカードでの不正な警備「解除」の有無を監視センターで監視できること。

(3) 主たる異常感知装置は、空間センサー及び窓・扉が開錠したときに異常を感知するセンサーとの組み合わせによるものであること。

(4) 異常感知装置により、異常事態を感知したときは、監視センターに送られた通信で、

異常箇所を瞬時に識別できる機能を有すること。

(5) 異常感知装置に対する不法な画策行為や犯罪行為を防止するため、異常感知装置は、

正常な監視を妨げられた場合に監視センターに適時通報する機能を有するものであること。

(6) 窓・扉の開閉を検知するセンサーは、ブロック各室とも通路側のドア・窓にはすべて取り付けるものとする。1階ブロック各室は、外部に面した窓・ドアにもすべて取り付けるものとする。2階以上のブロック各室は、委託者が指示した位置に取り付けるものとする。

(7) 室内空間センサーは、天井に取り付け、侵入者を検知する機能を有するものであれば、その検知方法は各社の方式とし、原則、部屋全体をカバーできる数を取り付けること。

(8) 停電時には、20分程度のバックアップ機能を有することとし、バッテリーの容量については適宜チェックすること。また停電時に停電信号を送信する機能を有し、警戒時に停電信号を受信した場合は警備員による確認を行うこと。

(9) センサー等の設置箇所は、別紙1のとおりとする。設置工事は、令和8年8月26日より可とするが、その場合、既存の警備装置の作動に支障がないように設置すること。

やむを得ず、令和8年9月1日からの機械警備開始ができない場合は、警備員を配置する等の対応をするものとする。

(10) その他警備・点検・管理のために必要な装置を設置するものとする。

(11) 前項及び別紙1に示した機械の設置及び取外しにかかる経費は受託者が負担するものとする。

9 警備計画書

受託者は、警備業務の実施にあたり、警備計画書を委託者に提出しなければならない。なお、警備計画書に機械警備業務用機械装置の配置平面図を添付すること。

10 業務報告

受託者は、毎月警備履歴の写しを月報として提出すること。また、警備対象物件の異常対処の内容については、その都度委託者に出動報告書を提出すること。

11 鍵の預託

警備上必要な鍵は、受託者に預託するものとし、授受はそれぞれ預り書及び受領書により、その所在を確認できるようにするとともに、無断で複製することのないよう厳重に取り扱い保管するものとする。また、業務終了時には必ず返却するものとする。

12 損害賠償

業務遂行中、受託者の過失により委託者が損害を被った場合、受託者は対人賠償及び対物賠償1事故あたり合せて10億円を限度として賠償の責任を負う。

13 秘密の厳守等

機械設置箇所・図面等については、入札結果に係らず、その内容等が情報漏洩しないよう、入札後も秘密の保持に努めること。また、警備に関する情報の漏洩の恐れがある場合又は情報漏洩が判明した場合は、情報漏洩防止措置協力、情報提供等に協力すること。なお、入札業者の社員・退職者による情報の漏洩が判明した場合は、委託者が被った損害の賠償責任を負う。

14 装置等の維持管理

警備のため設置した装置等は受託者の所有とし、機器が正常に作動するよう維持管理に努め、異常があれば直ちに修繕しなければならない。なお、これに係る費用を全て委託料に含めるものとする。ただし、委託者が故意又は重大な過失により故障させた場合を除く。

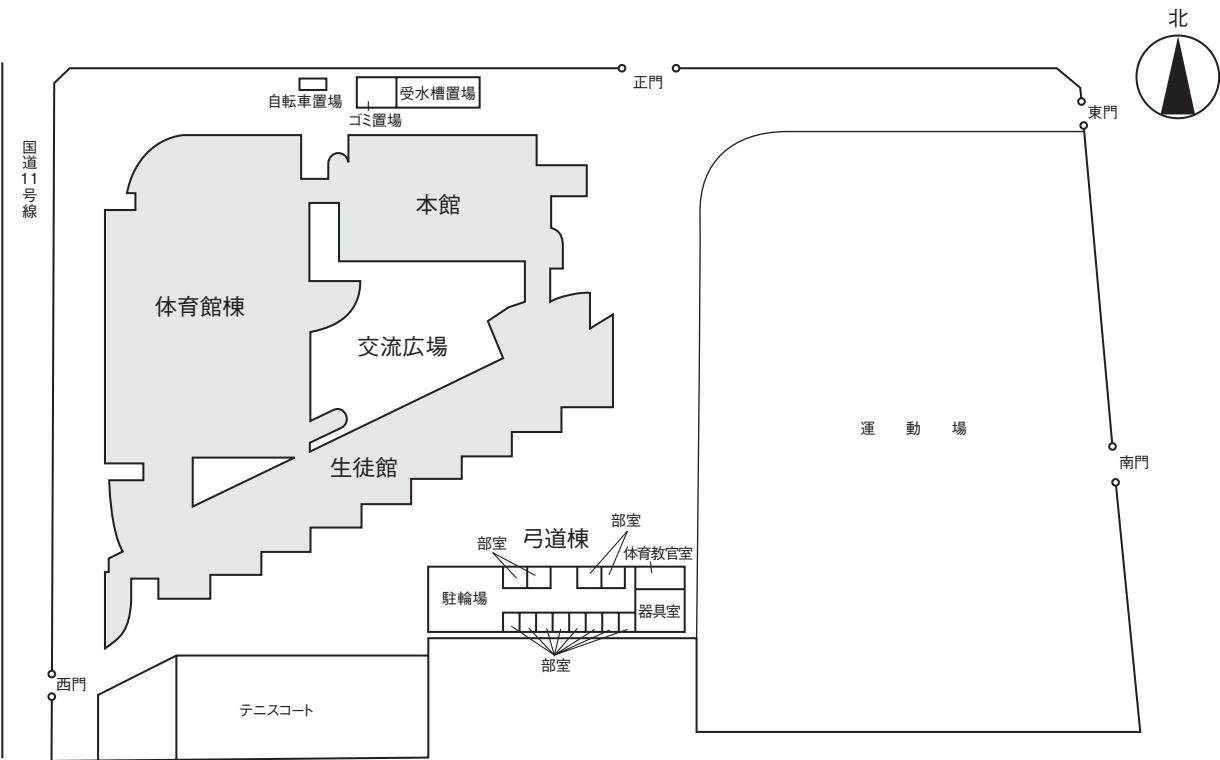
15 その他

警備実施上、疑義又は本仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託者と受託者が協議して取り決めるものとする。

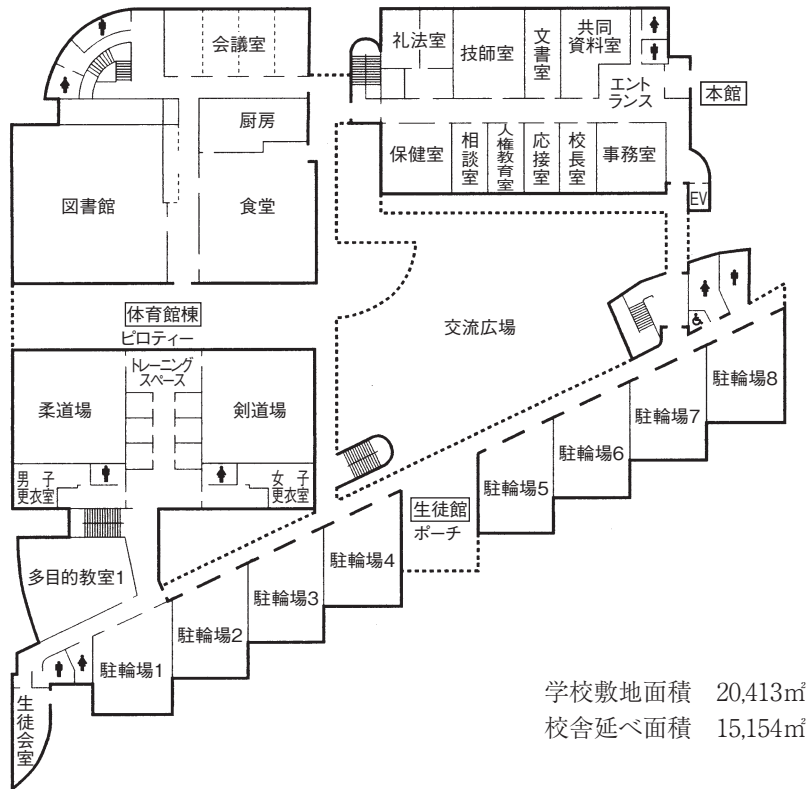
建物棟名称	階	教室等名	センサー等の種類	機器個数	備考
本館	1階	事務室	マグネットセンサー	3	ドア2カ所
			空間センサー	3	
			金庫センサー	1	
			振動センサー	1	
			カードリーダー	1	
		共同資料室	マグネットセンサー	2	事務室と同ブロック ドア1カ所
			空間センサー	2	
		校長室	空間センサー	2	
			カードリーダー	1	
		階段	ブロック表示器	1	
	2階	屋外	フラッシュライト	1	既設の火災報知器及 び警報盤と接続する
		職員室 情報処理室 印刷室	マグネットセンサー	6	ドア3カ所
			空間センサー	8	
			カードリーダー	1	
			コントローラー	1	
		教務室 文書室	空間センサー	1	職員室と同ブロック
			金庫センサー	2	
			振動センサー	2	
		進路指導室	空間センサー	2	
			カードリーダー	1	
	3階	生物準備室	空間センサー	5	
		化学準備室	カードリーダー	1	
		薬品庫			
	4階	CAI教室	空間センサー	2	
		CAI準備室	カードリーダー	1	
体育館棟	1階	図書館	空間センサー	7	
			カードリーダー	1	

注)カードリーダーは、それぞれ各教室等の廊下側に設置(図書館除く)

校舎・教室配置図 (令和8年4月現在)

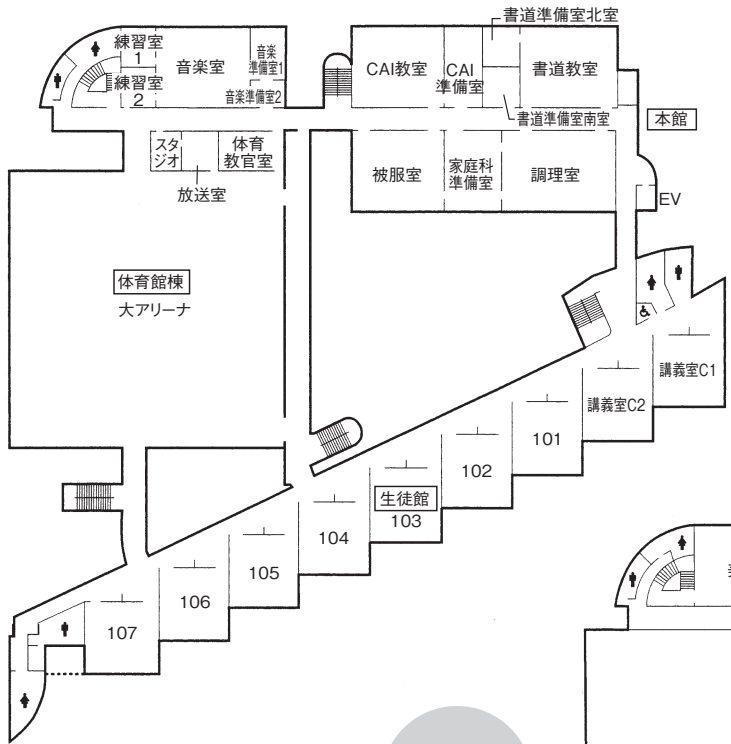


1 階

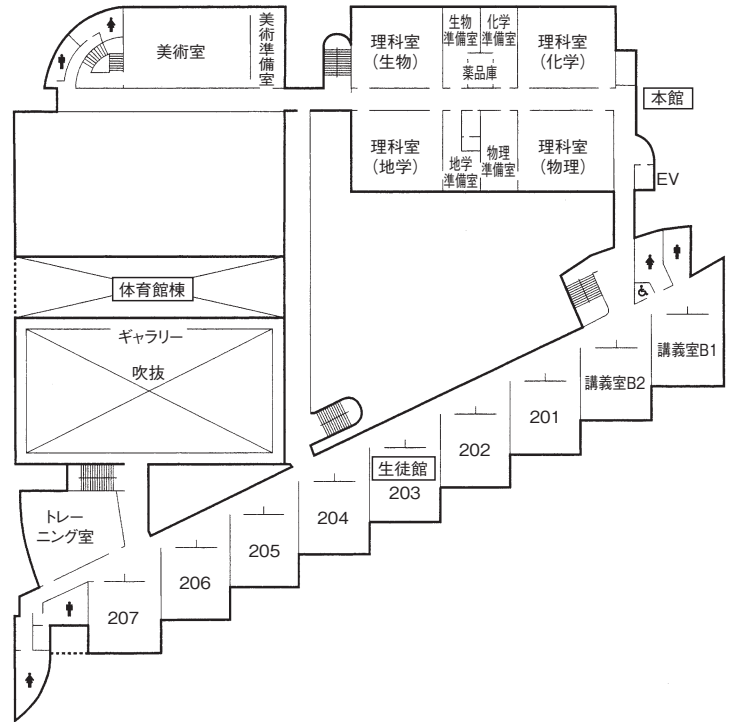


学校敷地面積 20,413㎡
校舎延べ面積 15,154㎡

4 階



3 階



2 階

